

設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための 指数連動型上場投資信託受益権買入における指数の審査手続き

1. はじめに

この手続きは、日本銀行が2016年4月から開始する設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入において、日本銀行が、指数連動型上場投資信託受益権（以下「ETF」といいます。）の上場または募集の取扱いを行う主体（管理会社、信託受託者および指定参加者をいいます。）から申出を受け、ETFが連動する指数が、日本銀行が定める基準を満たすかどうかの審査（以下「指数の審査」といいます。）を行う場合の手続きを示したものです。

指数の審査を希望する場合には、以下の手続きに沿って申出を行ってください。

2. 審査の基準

日本銀行は、指数の審査の申出を受けた場合には、当該指数が「[設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則](#)」（以下「特則」といいます。）別紙1および「[設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等にかかる適格とする指数に関する基準等の細目](#)」（以下「細目」といいます。）2. に定める基準を満たすか否かを確認します。

3. 審査の申出者等

指数の審査の申出は、当該指数に連動するETFの管理会社である投信委託会社、信託受託者である信託銀行および指定参加者である証券会社から受けることとします。

なお、申出にあたり、他の法人に関する事項も含め、本申出にかかる日本銀行との連絡や調整を一元的に担う実務担当者を連絡責任者として特定してください。

指数の審査の申出は、日本銀行金融市場局にて受け付けます（当該指数に連動するETFが未上場の場合、金融商品取引所における上場審査が開始されていることが要件になります）。

4. 審査の流れ

事前連絡 (任意)	審査書類のドラフトについて、主に形式面での事前確認を行います。 ※ 審査対象の指数に連動するETFが未上場の場合、金融商品取引所に対する事前連絡が行われていることが要件になります。
受付	正式な審査書類を受領します。
審査の開始	審査書類に形式面の不備がない場合には、内容の審査を開始します。 ※ 審査対象の指数に連動するETFが未上場の場合、金融商品取引所における上場審査が開始されていることが要件になります。
日本銀行における審査	書類の内容を確認するとともに、必要に応じて、申出者と面談を行います。 審査期間は概ね4週間程度を標準とします。 ※ 審査対象の指数に連動するETFが未上場の場合、金融商品取引所の上場審査が行われている間は、日本銀行の審査は終了しません。
審査結果の通知	審査の結果を申出者に通知します。
公表	指数を適格とした場合には、その指数の名称を日本銀行が公表します。

(1) 事前連絡

審査を円滑に進めるため、申出を検討している方からの事前連絡を受けます。具体的には、審査書類のドラフトを提出していただき、形式面を中心に事前の確認を行います。

—— 未上場のETFが連動する指数の審査に関する事前連絡は、当該ETFについて金融商品取引所に対する事前連絡が行われていることを前提にします。

(2) 審査の開始

日本銀行は、提出された審査書類に関して記載事項や書類に洩れがある等の不備がないことを確認した後、審査を開始します。不備が認められる場合にはその旨を連絡し、不備が補正された後に審査を開始します。

—— 未上場のETFが連動する指数の審査の開始は、当該ETFについて金融商品取引所の上場審査が開始された後となります。

(3) 審査内容

日本銀行は、特則別紙1および細目2. に従い、審査を行います。

提出された審査書類に基づく書面審査が中心となりますが、必要に応じて申出者との間で面談を行うことがあります。

なお、上場審査中のETFについて、金融商品取引所による上場承認がなされた場合には、速やかに日本銀行に連絡してください。また、金融商品取引所による上場承認がなされない場合には、審査の申出を取り下げてください。

(4) 審査結果の通知

日本銀行は、指数の審査が終了した場合には、その結果を申出者に通知します。

5. 審査書類

① 申出書 ([雛型1](#))

申出者が、金融商品取引所に上場申請をしているETFが連動する指数の審査を希望する場合には雛型1-aを、既に上場しているETFが連動する指数の審査を希望する場合には雛型1-bを、それぞれ使用してください。

② 指数の概要に関する資料 ([雛型2](#)および[その別表](#)) ならびにその添付資料

指数が、特則別紙1および細目2. に定める基準を満たすことを確認するための資料となります。それぞれの項目を充足していることを確認したうえで、その根拠に関する分かり易く十分な説明を記入してください。また、日本銀行が指数の適格性を判断するに当たり、参考とすべき情報があれば、資料を添付してください。

6. 留意点

日本銀行は、指数を適格とした場合、当該指数に連動するETFの銘柄について、日本銀行が定める基準を満たすこと（特則別紙2に定める基準を満たすもの、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないもの）が確認された後、買入対象とします。

買入対象とする銘柄は、公表しません。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

(電話) 03-3277-0055